

京都市告示第 3(号

昭和63年9月1日付け京都市告示第141号(河川法による河川工事の施行)の一部を河川法第16条の3第2項の規定により、次のように改めます。

平成20年4月1日

京都市長 門川大作

第1項「河川の名称及び区間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
西高瀬川	西高瀬川	有栖川との交差点	京都市右京区太秦石垣町1番地の1地先の安養寺橋の下流130m	1,160m
	有栖川	京都市右京区梅津坂本町28番地の6地先の坂本橋	桂川への合流点	1,070m

第3項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成40年3月31日まで

参考

昭和63年9月1日付け京都市告示第141号(平成10年6月25日付け京都市告示第161号により一部変更)

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
西高瀬川	上 流 端		下 流 端	延 長
	有栖川との交差点		京都市右京区太秦石垣町1番地の1地先所在の安養寺橋の下流130m	1,160m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成20年3月31日

(建設局水と緑環境部河川整備課)